



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

臨時福祉給付金などの申請書をお送りします

市では、「臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」の対象と思われるかたへ、8月22日(月)に申請書をお送りします。申請期間は8月23日(火)から11月24日(木)まで。申請があったかたには、10月中旬頃から順次給付金を振り込みます。

なお、対象者が支給決定前に亡くなられた場合は、対象外になりますのでご了承ください。

①平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ないかたに対し、制度的な対応を行うまでの暫定的・臨時的な措置として実施します。

対象▶平成28年1月1日現在、秋田市に住民票があり、平成28年度の市民税が非課税のかた。なお、市民税が課税されているかたの扶養に入っているかたや、生活保護の受給者は対象外です
給付額▶1人3千円

②障害・遺族年金受給者向け給付金

賃金引き上げの恩恵が及びにくい、所得の少ない年金受給者を支援するため実施します。

対象▶①の給付金の対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、または遺族基礎年金などを受給しているかた。なお、すでに高齢者向け給付金を受給しているかたは対象外です
給付額▶1人3万円

●問い合わせ

臨時福祉給付金専用コールセンター
▶(平日の午前9時〜午後5時)
☎0120-174-9292

振り込め詐欺にご注意ください



市や厚生労働省などが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

不審に思ったらこちらへ

福祉総務課☎(888)5660

警察相談専用電話☎9110

バス福祉特別乗車証の更新をお忘れなく

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかたにご利用いただいている、バスの福祉特別乗車証の有効

期限は9月30日(金)です。

■引き続きご利用するかた

8月中旬にお送りした申請書を8月31日(水)まで、障がい福祉課(市役所1階)、西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SCに提出してください(郵送の場合は、障がい福祉課へ)。新しい乗車証は9月下旬までにお送りします。

なお、8月31日(水)まで申請できなかった場合は、9月26日(月)以降に手帳と印鑑を持って各窓口で直接申請してください。その場で乗車証をお渡しします。

■新たに交付を希望するかた

障がい福祉課へご連絡ください。入院中、施設入所中のかたは対象になりませんので、退院・退所後に申請してください。

●問い合わせ

障がい福祉課
☎(888)5663
FAX(888)5664

児童扶養手当の第2子以降の加算額の変更

児童扶養手当の第2子以降の加算額はこれまで一律でしたが、8月分から、受給されるかたなどの所得に応じて、10円きざみで決定します。

それぞれの手当額は8月に提出していたたく現況届の結果により、後日お知らせする予定です。

変更後の手当額での支給は12月9日(金)からです。

【月額】

	変更前	変更後
子どもが1人の場合	9,990円~42,330円	
子ども2人目の加算額	5,000円を加算	5,000円~10,000円を加算
子ども3人目以降の加算額(1人につき)	3,000円を加算	3,000円~6,000円を加算

●問い合わせ

子ども総務課☎(888)5690

元気な子どものまちづくり企業を募集します

「仕事と子育ての両立支援」「子育てにやさしい活動」に取り組む企業を認定し、特に優れた企業を表彰します。8月31日(水)まで認定の対象企業を募集中です。ぜひご応募ください。

対象▶秋田市内に本店・支店・事業所などがある企業(公益法人、NPO法人、個人事業主などを含む)

認定方法▶企業の取り組みを、市が定める「認定基準」に照らし合わせ、事業所単位で認定します

申し込み▶子ども総務課(市役所2階。同課ホームページでも)にある申請用紙に関係書類を添えて同課へ。☎(888)5687

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

身体障がい者を対象とした 秋田市職員採用試験(行政)

受験案内書に従い手続きしてください。受験案内書は、下記の配布場所のほか、市ホームページからも入手できます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ps/>

問い合わせ▶人事課

☎(888)5429・FAX(888)5430

【試験区分】行政(一般行政事務)

【採用予定人数】3人

【受験資格】

- 次の要件をすべて満たすかた
- ・昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれたかた(学歴不問)
- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級～6級のかた
- ・自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なかた

第一次
試験

試験日▶10月16日(日)

会場▶秋田市役所

試験方法▶一般教養試験(高校卒業程度)、作文試験、面接試験

*車いすや補聴器などの持ち込み可。面接試験は、手話通訳と要約筆記に対応します。

受験案内書配布場所

総合案内(市役所1階)、人事課(4階)、各市民SC(中央を除く)、駅東SC、秋田市東京事務所(東京都千代田区)

申し込み

8月29日(月)から9月9日(金)までに人事課へ(当日消印有効)



資料閲覧コーナー

市が持つ情報を知りたいときは、情報公開制度により公文書の開示を請求できます。

また、個人情報保護制度では、市が持っている個人情報を取り扱うルールを定めており、どなたでも自分の個人情報について開示や訂正、利用停止を請求できます。

また、資料閲覧コーナー(市役所1階)では、市政に関する資料などを自由にご覧いただけます。

開示を請求できるかた
情報公開▶①市内に住所があるかた
②市内に事務所がある個人や

情報公開・個人情報の
ご相談は文書法制課へ

法人、団体 ③市内に通勤、通学しているかた ④市が行う事務事業に利害関係があるかた

個人情報▶その情報の本人。運転免許証など、本人確認ができる書類をお持ちください

対象機関(情報公開・個人情報保護)
市長(※)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会、秋田公立美術大学、市立秋田総合病院

※市長事務部局▶総務部、企画財政部、観光文化スポーツ部、市民生活部、福祉保健部、保健所、子ども未来部、環境部、産業振興部など。

対象となる公文書
職員(法人の役員を含む)が仕事で作成・取得した文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録などで、組織的に用いるために管理しているもの

■平成27年度開示状況
公文書：開示請求171件。内訳は、開示43件、部分開示120件、不存在3件、却下3件、取り下げ2件。不開示・存否応答拒否はいずれも0件。おもな内容は、市が行った業務委託などに関する契約月日、落札金額が分かる文書など。

個人情報▶開示請求26件。内訳は、開示18件、部分開示6件、不存在が2件、不開示・存否応答拒否・却下・取り下げはいずれも0

件。請求のおもな内容は、自分の住民票などの発行履歴と交付請求書など。

●問い合わせ・開示請求
文書法制課情報公開担当(市役所4階)☎(888)5427

条例の改正案にご意見を
お寄せください

屋外広告物の安全性の確保を図るため、所有者などの責務(広告物の補修や除却など)や、点検結果の報告義務などを新たに「屋外広告物条例」に加えることについて、ご意見をお寄せください。

提出されたご意見は、個人情報情報を除き、原則、市ホームページで公開します。

資料閲覧・意見募集期間
9月1日(木)から30日(金)まで

資料閲覧場所▶都市計画課(市役所4階。同課ホームページでも)、資料閲覧コーナー(市役所1階)、各市民SC(中央を除く)、駅東SC

意見の提出▶資料閲覧場所にある用紙に必要事項を書いて、回収箱に投入してください(郵送、FAX、Eメールでも可)。

〒010-8560 秋田市都市計画課 FAX(888)5763
Eメール ro-urim@city.akita.akita.jp

●問い合わせ
都市計画課☎(888)5764